

信託的補充指定を 禁止する原則の限界

——二重の条件付遺贈に関する

フランス破毀院1873年6月18日判決の検討——

足 立 公 志 朗

問題の所在

1. 信託的補充指定とその禁止原則
2. 回避手段としての条件付遺贈
3. 本稿の課題

I. 本判決の紹介

- A. 事案の概要と経過
- B. 判旨

II. 本判決の検討

- A. 本判決に至るまでの判例の概要
- B. 本判決の分析

結びに代えて

問題の所在

本稿は、二重の条件付遺贈が信託的補充指定の禁止原則に抵触するか否かが問題となった、破毀院1873年6月18日判決（以下、「本判決」又は「破毀院1873年6月判決」と呼ぶ。）の検討を目的とする。最初に、この判決を検討する理由を説明する。

1. 信託的補充指定とその禁止原則

〔信託的補充指定の意義⁽¹⁾〕

自身が死亡した時に、一定の財産をある者 A に与え、A が死亡したならば別の者 B に与えようと考えたときに、その希望を実現する手段は複数考えられる。例えば、A に対して遺贈をすると共に、生前に書面若しくは口頭でもって、又は、死後に遺言書等の書面でもって A に対して自身の希望を伝えるということが考えられる。この方法によると、遺言者の希望の実現は A の意思に委ねられることになる。そこで、法的に遺言者の希望を実現する方法が模索される。日本であれば、いわゆる「後継ぎ遺贈」がこの希望に応えることになる。もっとも、後継ぎ遺贈の有効性については、学説において論じられるに止まり、判例上有効であるか否かは必ずしも明らかではない。⁽²⁾

フランスにおいて、この希望は信託的補充指定 (substitution fidéicommissaire)⁽³⁾ によって実現される。フランスにおける信託的補充指定とは、処分者 Z が、第 1 受益者 A に一定の財産を恵与 (贈与又は遺贈) すると同時に、A に対して、右財産を保存する (conserver) 義務を課し、A の死亡時には右財産を第 2 受遺者 B に返戻する (rendre) 義務を課す処分である。A を継伝義務者 (grevé) と呼び、B を被指定者 (appelé) と呼ぶ。

〔信託的補充指定の禁止原則〕

フランス民法典の制定以来、信託的補充指定は原則として禁止されて

(1) 本稿において引用する主要な文献は末尾に掲げる。引用する際は各文献に付された略号を用いる。

(2) 日本における「後継ぎ遺贈」に関する判例及び学説の現状については、石綿はる美 [2014-1], pp. 281 et s. を参照。

(3) “substitution fidéicommissaire” の訳語として「信託的継伝処分」とする論文もある。訳語について詳しくは、原田純孝 [2006], p. 270, note 72, 及び、石綿はる美 [2014-2], pp. 592-593, note 8 を参照。

信託的補充指定を禁止する原則の限界

いた（2006年改正前の旧896条）。旧896条の条文は次の通りである。⁽⁴⁾

民法典旧896条 補充指定は禁止される。

受贈者、被指定相続人、又は受遺者が保存し第三者に返戻する負担を課される処分は全て、受贈者、被指定相続人又は受遺者との関係においても無効である。

フランスにおける2006年の民法典改正前は、許容される補充指定⁽⁵⁾ (substitution permise) として、一定の類型のもののみが許容されていた（旧1048条以下）。第1に、子が継伝義務者で、その子全員を被指定者とするもの、第2に、兄弟姉妹が継伝義務者で、その子全員を被指定者とするものの2つである。現在では、受益者に関する制約は撤廃されており、被指定者一階位限りの補充指定は「段階的恵与 (libéralité graduelle)」⁽⁶⁾ という名でその有効性が認められている。

信託的補充指定の禁止原則はフランスにおける「相続法上の公序 (ordre public successoral)」の一要素とされていた。フランスにおける相続法上の公序は、信託的補充指定の禁止、将来の相続財産に関する合意の禁止、遺留分の3つとされる⁽⁷⁾。現在では、2006年の民法典改正により、信託的補充指定の禁止原則は条文上撤廃されているが⁽⁸⁾ (新896条)、

(4) 本稿における2006年改正前の民法典の条文訳は、法務省司法法制調査部編集、稲本洋之助訳『フランス民法典—家族・相続関係—』（法曹会、1978年）に依拠しつつ、適宜文言を改めている。

(5) これに対して、信託的補充指定の内、旧896条によって禁止されるものを「禁止される補充指定 (substitution prohibée)」と呼ぶ。

(6) 2006年の民法典改正の内、信託的補充指定に関わる部分については、足立公志朗 [2009] を参照。

(7) 西希代子 [2006-2], p. 1948, 及び, p. 1950, note 13 所掲の文献を参照。

(8) もっとも、実質的な意味において同原則が完全に撤廃されたか否かについては検討の余地がある。

本稿では、2006年改正前の旧896条に基づく信託的補充指定の禁止原則及びそれを巡る判例・学説が問題とされる。

2. 回避手段としての条件付遺贈

〔信託的補充指定の成立要件〕

ある一定の恵与が信託的補充指定に該当するとされる場合、その恵与は第1受益者になされたものも含めて全て無効とされる（旧896条2項）。そこで、信託的補充指定の禁止原則を回避するため、多様な手段が用いられていた。信託的補充指定の成立要件の内、少なくとも一つが該当しないようにすることで、有効性を維持しようとしたのである。そこで、信託的補充指定の成立要件が問われるところ、その要件は学説上次のように説明されている。⁽⁹⁾

- ①連続する二重の恵与が存在すること。
- ②継伝義務者に継伝財産を保存し返戻する義務が課されていること。
- ③相続順序（ordre successif）を定めていること。又は、第2の恵与が第1受益者の死亡により生じること。

〔用益権の遺贈、残存物遺贈〕

信託的補充指定禁止原則の回避手段の代表例は、用益権の遺贈、残存物遺贈などが挙げられる。

まず、用益権（usufruit）の遺贈とは、遺言者が目的物上の所有権を終身の利用権である用益権とそれ以外の部分である虚有権（nue-propriété）に分離した上で、用益権をAに、虚有権をBに同時に与えるというものである。これにより、Aは目的物の処分をなしえないもの

(9) 石綿はる美 [2014-3], pp. 834 et s. を参考にしている。

(10) 用益権の遺贈については、石綿はる美 [2014-4] が詳しい。更に、用益権について齋藤哲志 [2015] を参照。

信託的補充指定を禁止する原則の限界

の、目的物の利用を続けることができる。その後 A が死亡すると用益権が消滅する結果、B に与えられた虚有権は再び完全な所有権となる。用益権の遺贈は、民法典⁽¹¹⁾899条において有効な処分であることが規定されているだけでなく、信託的補充指定の要件を満たすものでもないことが指摘されている⁽¹²⁾。まず、2人の受遺者に用益権と虚有権という異なる権利を同時に与えるため、信託的補充指定の成立要件の内、「①連続する二重の恵与が存在すること」に該当しない。次に、用益権者は用益権を自由に処分することができ、また、用益権は終身の権利である以上、自身の死亡時に返戻する義務を負わないため、「②継伝義務者に継伝財産を保存し返戻する義務が課されていること」にも該当しない。さらに、用益権は用益権者の相続財産を構成するものではないため、「③相続順序を定めていること」にも該当しない。

次に、残存物遺贈 (*legs de residuo*) とは、受遺者 A が受けた遺贈利益の内、A が生前に処分しなかったものは A の死亡時に B に与えるというものである。目的物の所有権は A に帰属するが、A の死亡時には A の相続財産に含まれずに B に移転する。残存物遺贈は、第1受遺者 A に目的物の保存の義務を課するものではないため、信託的補充指定の成立要件の内、「②継伝義務者に継伝財産を保存し返戻する義務が課されていること」に該当せず、信託的補充指定ではないとされる⁽¹³⁾。

そして、本稿で検討する二重の条件付遺贈も信託的補充指定禁止原則の回避手段の一例である。

(11) 民法典899条(民法典制定以来変更無し) 「ある者に用益権を与え、他の者に虚有権を与える生存者間の、又は、遺言による処分についても同様である〔補充指定とはみなされず有効である—筆者注〕。」

(12) Grimaldi [2001], n° 379, p. 378.

(13) 残存物遺贈について、詳しくは足立公志朗 [2009-1], pp. 495-496 を参照。2006年改正前は残存物遺贈に関する条文は存在しなかったが、同改正によって「残存物恵与 (*libéralité résiduelle*)」に関する規定が設けられた (1057条以下)。

〔二重の条件付遺贈が有効とされる根拠〕

停止条件であれ解除条件であれ、遺贈に条件を付することは原則として有効とされている。⁽¹⁴⁾とりわけ、条件成就の有無が第1受遺者の死亡とは無関係に確定し、財産の移転が第1受遺者の死亡時に生じるのでないならば、問題は生じない。

問題となるのは次のような例である。

例1：「Aに財産甲を遺贈するが、Aが死亡する際にBが生存しているならば、Aの死亡時に財産甲をBに与える。」

例2：「Aに財産甲を遺贈するが、Aが子なくして死亡し、その際にBが生存しているならば、Aの死亡時に財産甲をBに与える。」

この例における遺贈は、Aに対する解除条件付遺贈とBに対する停止条件付遺贈が組み合わされている（二重の条件付遺贈）。一見すると、この2つの例における条件付遺贈は信託的補充指定の成立要件を全て満たし、⁽¹⁵⁾その結果、無効とされるように思われるが、次のような説明によっ

(14) Mazeaud=Chabas [1999], n° 1394, p. 589.

(15) 第1に、解除条件付遺贈と停止条件付遺贈が組み合わされているため、「①連続する二重の恵与が存在すること」に該当するよう見える。第2に、解除条件付受遺者の死亡を契機として停止条件付受遺者の権利が開始するため、「③相続順序を定めていること、又は、第2の恵与が第1受益者の死亡により生じること」が満たされるよう見える。問題は、「②継伝義務者に継伝財産を保存し返戻する義務が課されていること」である。この点、かかる義務が明示的に課されていなくても、遺言の文言より事実上そのような義務が導き出されるならば、②の要件は満たされると考えられている。例えば、本文例2の条件付遺贈の場合、Aの死亡時まで条件成就の有無が明らかにならない以上、AはBに対する遺贈の存在を考慮して、遺贈目的物を第三者に処分することができない。これは事実上Aに保存及び返戻の義務を課することになり、②の要件が満たされると考えられるのである（実際、本件の第1審と原審はそのような理解をしている。）。

信託的補充指定を禁止する原則の限界

て有効であると考えられている。

条件付遺贈における条件が成就すると遡及効が認められる⁽¹⁶⁾。条件成就の遡及効により、解除条件付遺贈は初めから存在しなかったことになり、停止条件付遺贈のみが存在したことになる。逆に、条件の不成就が確定した場合、解除条件付遺贈がそのまま存続し、停止条件付遺贈は不存在が確定する。つまり、条件が成就した場合も条件不成就が確定した場合も、遺贈は一つしかないことになり、信託的補充指定の成立要件の内、「①連続する二重の恵与が存在すること」に該当しないため、信託的補充指定ではないとされる⁽¹⁷⁾。

したがって、財産の移転が第1受遺者の死亡時に生じるならば、信託的補充指定と条件付遺贈との区別が問題となる。なぜなら、ある遺贈が「信託的補充指定である」と認定されると民法典旧896条により無効となり、「信託的補充指定に該当せず、条件付遺贈である」と認定されると有効とされるからである。

3. 本稿の課題

〔禁止される信託的補充指定と有効とされる条件付遺贈との区別の限界〕

ところで、許容される補充指定は学説において条件付遺贈と構成されることがあった⁽¹⁸⁾。確かに、許容される補充指定を条件付遺贈と法律構成するならば、条件成就の遡及効により継伝義務者に対する第1の恵与が消滅してしまうため、2つの恵与の存在という信託的補充指定の前提と両立しない。そして、この点はかかる法律構成の弱点として意識されて

(16) 民法典1179条(2016年の民法典改正前) 「成就した条件は、約務(engagement)が締結された日への遡及効を有する。債権者が条件の成就前に死亡した場合には、その権利は、その相続人に移る。」

2016年改正後の1304条の6が改正前の1179条に対応するが、内容の変化や相続法・恵与法への影響に関する分析は今後の課題とする。

(17) Planiol=Ripert [1957], n° 288, p. 400, Grimaldi [2001], n° 366, p. 366.

(18) 足立公志朗 [2009-1], p. 482.

いた。しかし、かかる法律構成が主張されたのは、信託的補充指定と条件付遺贈が現象として同じであるか非常に類似すると考えられたからに他ならない。つまり、条件付遺贈と信託的補充指定との差は決定的ではない。⁽¹⁹⁾

そこで、信託的補充指定の禁止原則が妥当する射程を明らかにするためにも、二重の条件付遺贈が有効とされる条件を明らかにすることが求められる。かかる検討をなすことによって、信託的補充指定の禁止原則の実質的内容を把握しうることが予想される。

〔本稿の課題と構成〕

そこで、本稿においては、検討の第一歩として、二重の条件付遺贈が有効とされた事案の内、初期のもの1つである破毀院民事部1873年6月18日判決（Cass. Civ., 18 juin 1873, D. 1873,1,283, S. 1874,1,5 (2^e espèce), note Labbé⁽²⁰⁾）を採り上げて分析する。まず、Iにおいて、本判決の事案と判決の内容を紹介する。続けて、II.Aにおいて本判決に至るまでの判例を振り返った後、II.Bにおいて本判決の内容を分析する。

I. 本判決の紹介

A. 事案の概要と経過

まず、遺言者である故Zは、本件遺言（1865年3月27日付）によって次のような遺贈をなしていた。

- ・全財産に対する用益権をZの妻に遺贈する。
- ・1万フランをX（Zの兄弟）の子たち（Zの甥）に遺贈する。

(19) フランスの現在の学説においても、両者の区別が困難であることが指摘される（Grimaldi [2001], n° 366, p. 368）。

(20) 破毀院1873年6月判決は、石綿はる美 [2014-3], p. 862, note 18においても、二重の条件付遺贈を有効とした判決の代表例の一つとして紹介されている。

信託的補充指定を禁止する原則の限界

続けて、Zは同じ本件遺言によって次のような遺贈（以下、「本件遺贈」とする。）をなした。

- ・Zが処分しなかった権利を、2人の姪BC（Zの兄弟である故Aの娘）に包括遺贈する。「彼女らは私の死亡の日より所有者である。しかし、彼女〔BC〕は私の妻…の死亡の日からでなければ収益を持たない…。」
- ・「私が私の2人の姪になしたこの包括遺贈は、彼女らが成年に達することを条件としてなされる。」
- ・「もし、BCの一方がその年齢に達する前に、子なくして死亡するならば、その場合、その遺贈は私の自然相続人（héritiers naturels）の利益となるように私は望む。」

Xは、Zの姪に対する本件遺贈が禁止される補充指定を含むものであるとして、その無効を主張した。これに対して、第1審（ヴィルフランシュ（Villefranche）民事裁判所1870年6月2日判決（D. 1873,1,283, S. 1871,2,150））は、Xの請求を容れて、右処分の無効を宣告した。これに対して、Y（故Aの配偶者でありBCの母）が控訴した。

原審（リヨン控訴院1871年3月3日判決（D. 1873,1,284, S. 1871,2,150））は、本件遺贈を禁止される補充指定と判断し、第1審を維持した。その理由は概ね次の通りである。まず、禁止される補充指定（896条⁽²¹⁾）に該当するための要件は、「定められた者に対して移転するために、死亡時まで保存する義務」及び、「相続順序」であり、「この義務者の死亡という条件が、補充指定を条件付遺贈から区別する主要な特徴である。」と述べる。次に、本件遺言の内容について確認した後、本件遺贈は、「姪達のためにする第1〔の遺贈〕と自然相続人達のためにする第2〔の遺贈〕」の2つの遺贈から成っており、BCが保存及び返戻

(21) 以下では2006年の民法典改正前の状況が扱われるため、同改正によって変更された条文を引用する際も、「旧」を付けずに条文番号を示す。

の義務を負っていると指摘する。また、条件付遺贈であれば1179条が規定する遡及効により BC は所有者ではなかったことになるが、本件遺言はその者が遺言者死亡時から所有者であると定めており、条件付遺贈との解釈は本件遺言に適合しない、と述べる。

これに対して、Y は原判決が⁽²²⁾896条と1040条に反していることを根拠に上告した。その内容は次の2点からなる。

第1に、二重の条件付遺贈は二重の連続する移転という信託的補充指定の特性を有していない。本件遺贈に類似する遺贈を禁止される補充指定と判断した破毀院判決も存在するが、2人に連続して受益させる意思を遺言者が明らかに示している事案であった。これに対して、本事案においてZが意図したのは、BCの両方若しくは一方、又は、Zの自然相続人に帰属させることであった。

第2に、条件が成就するか否かが第1受遺者の死亡時まで明らかでない場合は、その遺贈は禁止される補充指定に該当するが、「これに対して、保存し返戻する負担に付された条件が、第1受益者の死亡よりも前に、その不確定性が消滅しえたり、その負担が消滅しえたり、所有権が奪われえないものになったりするようなものであるならば、その処分は最早禁止される補充指定の特性を有しない。その処分は最早同じ不都合を引き起こさない。」このように述べて、後述する破毀院審理部1865年5月31日判決を引用した。

B. 判旨

本判決は次のように述べて原判決を破毀した。

(22) 民法典1040条（民法典制定以来変更無し） 「不確実な出来事に依存する条件の下で行われる遺言による処分で、遺言者の意思にしたがえば、その出来事が到来し、又は到来しない場合に限ってその処分が執行されるべきであるようなものはすべて、被指定相続人又は受遺者がその条件の成就前に死亡する場合には、失効する。」

信託的補充指定を禁止する原則の限界

「所論の処分によって、遺言者は、その妻に対する全財産の用益権の遺贈に続き、その2人の姪を共同して、2人の一方が先に死亡した場合の追加 (accroissement) 条項付⁽²³⁾で包括受遺者として指定し、その2人の姪は、妻に遺贈した用益権の留保の下に、本人の死亡の日より所有者となることとし、遺言者が2人の姪になした遺贈は、2人の姪が成年に到達するか、一方が成年に到達することを条件としてなされていることと、もし一方がその年齢の前に子なくして死亡するならば、かかる場合、その遺贈は自然相続人の利益となるよう遺言者が望むことが付加された。」

「このようにして表明された処分は、民法典896条によって定義され禁止される補充指定の性格を、それ自体必ずしも帯びているわけではない。」

「このような処分がかかる性格を帯びるのは、〔①〕遺言者が二つの連続する移転 (deux transmissions successives) を実現する意思を表明し、〔②〕一方がなければ他方ではなく、一方の後に他方が来るように第1受益者たちに所有権を与え、その者らには、その者らの死亡時において第2順位の受益者たちが存在するならばその者らに移るべく、第1受益者たちの死亡時まで保存及び返戻の負担の下に、所有権がそのあらゆる属性と共に残されるというような、2つの恵与をなす意思を表明した場合に限られる。しかし、問題となっている処分の用語について、遺言者においては、受遺者らに対して2つの連続する順序が設定されたり、二重の恵与の目的を一方の受遺者から他方の受遺者に移転しなければならなかったりすることは含意されていない。そこに見いだされるのは、ただ一つの単なる条件付遺贈であり、不確定の事態に服する遺贈であって、それが実現されると、停止条件であれ解除条件であれ、かかる条件に服

(23) 追加条項 (clause d'accroissement) とは、複数の受遺者に対して同一の権利が遺贈された場合に、受遺者の内、先に死亡した者は溯及的に受遺者の地位を失い、増加された持分は生存している受遺者に与えられるという旨の約定である (山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002年)、p. 8の解説を参考にした。)

する遺贈は不存在となり、その結果、遺言者の死亡と同じ日に、法律のみによって、その日に存在する自然相続人の権利が開始される効果となる。したがって、禁止される補充指定の特性を右に採り上げられた処分が付与し、それが無効であると宣言することによって、宣告された判決は896条を誤って適用し、続けて、この同じ条文と1040条、及び、停止条件であれ解除条件であれ条件の効果に関する諸原則に違反した。」

II. 本判決の検討

まず、Aにおいて本判決に至るまでの判例を簡単に振り返った後、Bにおいて本判決の内容を分析する。

A. 本判決に至るまでの判例の概要

以下では、破毀院1873年判決が登場するまでの判例の流れを略述する。⁽²⁴⁾ 信託的補充指定の禁止原則を回避する手段の内、⁽²⁵⁾ 残存物遺贈及び用益権の⁽²⁶⁾ 遺贈の有効例は比較的早くに登場した。これに対して、二重の条件付遺贈の有効例が登場するのは若干遅れた。まず、1830年代には条件付遺贈の有効例と目されるものもあったが、事案に特殊性があった。

(24) 以下では関連する判決を掲げるが、紙面の都合上、全ての判決を網羅的に紹介しているわけではない。

(25) 下級審であれば、Cour roy. de Grenoble, 2 avril 1818, S. 1815-1818, 2, 369, 破毀院であれば、Cass. Req., 1^{er} février 1827, S. 1825-1827, 1, 515 (残存物遺贈の有効性を前提とした判決。但し、遺言がなされたのはフランス革命前の1751年で、民法典896条との関係は問題となっていない。)などが挙げられる。初期の判例の流れについては Planiol=Ripert [1957], n° 301, p. 413 が詳しい。

(26) 下級審であれば、Cour roy. de Caen, 11 juillet 1825, D. 1826, 2, 159, S. 1844, 1, 267 (但し、虚有権の遺贈は、用益権者が子なくして死亡した場合になされるという条件付遺贈である。), 破毀院判決であれば、Cass. Req., 4 décembre 1843, D. 1844, 1, 64, S. 1844, 1, 267 などが挙げられる。

〔パリ王院1835年12月7日判決（*Cour roy. de Paris, 7 décembre 1835, S. 1836,2,86*）〕

Zが本件遺言によりYに対する包括遺贈をなすと共に、Yが子なくして死亡した場合には、包括遺贈の目的財産の一部をAらに与える特定遺贈をなした。Zの相続人Xが本件遺言の無効を主張したのに対し、原判決は、Aらが遺贈目的物に対して有する権利は債権に過ぎず、Yには保存及び返戻の義務がないため、本件遺贈は補充指定には該当せず有効であると判断した。本判決は原判決を維持した。

この事案におけるAに対する特定遺贈は、日本で言うところの裾分け遺贈⁽²⁷⁾に近い。第1受遺者に与えられた財産をそのまま第2受遺者に与えるというものではなく、第1遺贈と第2遺贈の目的物は完全には一致していなかった。

〔破毀院審理部1835年12月30日判決（*Cass. Req., 30 décembre 1835, D. 1836,1,108, S. 1836,1,108*）⁽²⁸⁾〕

Zが生前にZの従姉妹Yに一定額の信用を与えていたところ、Zは本件遺言により、Zの娘Aが子なくして死亡した場合には、Y又はYの娘に信用分を遺贈することにした。Aが子を残さずに死亡した後、Xら（Zの相続人）はYに対して右信用額の支払いを求めたが、それに対して、Yは本件遺言によって債務が消滅していると主張した。そこでXらが本件遺言の無効を主張したのに対し、原

(27) 日本における「裾分け遺贈」とは、「受遺者Aは、その受ける利益の一定部分を割いて、Bに与えよという趣旨の遺贈」であり、一種の負担付遺贈として有効とされる（中川善之助＝泉久雄 [2000], n° 383, p. 569）。

(28) 大島俊之 [1990-1], p. 86, note 35, 及び、大島俊之 [1991], p. 82, note 32は、条件付遺贈の有効例を列挙するにあたり、この判決を筆頭に挙げる。

判決は、Aの利益とYの利益とは異なっており、しかも、Aには返戻の負担がないため本件遺贈は補充指定に該当せず有効であると判断した。本判決は原判決を維持した。

この事案では遺言上同一の利益を相続人Aと受遺者（Y又はYの娘）の順に受益させているように見える。しかし、Yに対する遺贈は事実上Yに対する債務免除となっており、相続人と受遺者の利益が異なるため、信託的補充指定の禁止原則に抵触しないと判断されている。

その後も二重の条件付遺贈を信託的補充指定として無効にする例が続⁽²⁹⁾く。しかしながら、第1受遺者の死亡時に第2遺贈が発効する条件付遺贈にとって好意的とも思われる判決が登場する。

〔破毀院審理部1855年4月30日判決（Cass. Req., 30 avril 1855, D. 1855,1,207, S. 1856,1,607）〕

Zが本件遺言によりZの孫Xに相続財産の半分を遺贈すると共に、Xが子なくして死亡した場合には、Xに対する遺贈は用益権の遺贈となり、所有権はZの甥姪（Zの甥姪が死亡したならば、その甥姪の子）に与えると定めた。Xが本件遺言の無効を主張したのに対し、原判決は、本件遺言は禁止される補充指定を含むものではなく有効であると判断した。本判決は原判決を維持し、その理由として、条件成就時に第2受遺者（Zの甥姪）はZから遺贈目的物の所有権を直接受け取ること、Xには保存及び返戻の義務がないことを指摘した。

この事案における条件付遺贈は、二重の条件付遺贈の典型例に非常に

(29) 例えば、次の事例が挙げられる。Cass. Req., 22 novembre 1842, D. 1843,1,9, S. 1842,1,914. Cass. Civ., 8 février 1854, D. 1854,1,59, S. 1854,1,694.

信託的補充指定を禁止する原則の限界

近い。しかし、この事案においては X の遺贈利益を^{用益権に減殺する}という条件付遺贈と、Z の甥姪に対する停止条件付の^{虚有権遺贈}とが組み合わされており、典型例とは若干異なる。

〔破毀院審理部1856年8月13日判決（Cass. Req., 13 août 1856, D. 1857,1,23, S. 1856,1,893）〕

Z が本件遺言により A に遺贈をすると共に、受遺者 A が21歳よりも前に死亡した場合、その遺贈は失効（caduc）すると定めた。Z の相続人 X より本件遺贈の無効が主張されたが、本判決は、本件遺贈を禁止される補充指定と判断した原判決を維持した。このとき、本判決は、Z の相続人が補充指定における被指定者であると考えた上で、受遺者 A は成人に達するまで遺贈目的物を処分することができず、また、A は成人に達する前に死亡するならば、Z の相続人に返戻の義務を負うことになるため、保存と返戻の義務が存在すると判断した。

この事案における条件付遺贈は、本稿が検討する破毀院1873年判決に類似しており、受遺者 A に与えられた遺贈目的物が条件成就によって Z の相続人に与えられる旨定めている。しかし、破毀院1873年判決とは異なり、この判決は問題となった条件付遺贈を信託的補充指定の禁止原則に抵触するものとして無効と判断した。⁽³⁰⁾

〔破毀院審理部1864年2月29日判決（Cass. Req., 29 février 1864, D. 1864,1,213, S. 1864,1,167）〕

Z が本件遺言により Y を包括受遺者に指定すると共に、Y が子なくして死亡したならば、A が包括受遺者であると定めた。Z の相続

(30) その後の無効例として、Cass. Civ., 11 décembre 1860, D. 1861,1,24. Cass. Req., 7 mai 1862, D. 1862,1,289, S. 1862,1,463 が挙げられる。

人 X より本件遺贈が禁止される補充指定を含むものとして、その無効が主張された。本判決は、Y が子なくして死亡する時期として、Z の死亡時よりも前である場合と後である場合の両方が想定しうることを指摘した上で、本件遺贈は前者について定めたもの、すなわち普通補充指定⁽³¹⁾であると解釈し、本件遺贈は有効であると判断した⁽³²⁾。

この判決は、条件が成就するのは、解除条件付受遺者が「遺言者 Z よりも前に」子なくして死亡する場合であると解釈することによって、信託的補充指定ではなく普通補充指定として本件遺贈の有効性を認めている⁽³³⁾。

(31) 普通補充指定 (substitution vulgaire) とは、受遺者を指定すると共に、その受遺者が受益しえなくなる場合に備えて、停止条件付受遺者を別に指定することであり、民法典898条により有効とされる。破毀院1864年2月29日判決における遺言の場合、受遺者 Y が遺言者 Z よりも前に死亡して受遺者となりえない事態が想定されており、かかる場合に停止条件付受遺者 A を指定する普通補充指定がなされたと解釈されている。

(32) この事案のように、あえて遺言の文言を簡略にすることによって、普通補充指定と信託的補充指定の両方の効果を狙うことがあった。簡略補充指定 (substitution compendieuse) と呼ばれ、フランス革命前からその例が見られるが (足立公志朗 [2014-2], pp. 121-122, 足立公志朗 [2015], pp. 192-194), 民法典制定後もその例が見られる。本文の例以前の簡略補充指定につき、普通補充指定として有効性を維持した例として、Cass. Req., 11 juin 1817, S. 1815-1818, 1,329 を参照。

(33) 遺言者よりも前に条件不成就が確定した場合に、問題となった遺贈の効力を維持した事例として、Cass. Req., 26 février 1855, D. 1855, 1,229 (原判決は D. 1855, 2, 1) が挙げられる。その詳細は次の通りである。

Z が本件遺言により A に遺贈すると共に、A が婚姻せず子を有しない場合には、その目的物の所有権は A 及び A の母の後に B に帰属すると定めた。その後 A は Z の死亡時よりも前に婚姻をした (したがって、B に対する停止条件付遺贈は効力を有しないことになる)。かかる事案において、本件遺贈が禁止される補充指定か否かが問題とされた。本判決は、返戻負担が条件付であり、遺言者死亡後に条件不成就が確定し返戻負担がなくなったとしても、禁止される補充指定であることに変わりないが、遺言者死亡

〔破毀院審理部1865年5月31日判決（Cass. Req., 31 mai 1865, D. 1865,1,438, S. 1865,1,353）〕

Zが本件遺言によりZの甥Yに包括遺贈すると共に、Yが婚姻せず子を残さなかったならば、Yの兄弟Aに与えると定めた。本件では右包括遺贈の有効性が問題となったが、本判決は、本件遺言は保存の義務を含むものであり、右包括遺贈は禁止される補充指定であるとした。さらに、本判決はYの上告理由に応じて、解除条件付遺贈は有効であることを指摘した上で、受遺者の生前、所定の期間内に成就するか不成就となる条件と、受遺者の死亡までその点が明らかではない条件とを区別し、後者の条件が付された遺贈は相続順序を構成するものであって、禁止される補充指定に該当すると述べた。そして、本件の遺言の場合、Yの死亡時までYが子なくして死亡するか否かは明らかでないため、禁止される補充指定に該当すると述べた。

この事案における条件付遺贈は補充指定の禁止原則に抵触するため無効とされたが、一般論として、解除条件付遺贈が有効であることが指摘されている。そして、禁止される補充指定に該当するか否かの判断基準は、遺贈に付された条件の成否が、遺贈者の死亡時であるかそれ以前であるかという点に求められた。この判決は、本稿が検討する破毀院1873年6月判決の上告理由にも引用され、明示はされないが本判決にも影響を与えているように思われる。

最後に、本判決が登場する直前には次のような判決が現れた。

前に条件不成就が確定した場合は信託的補充指定の条項は書かれなかったものとみなされるとし、本件遺贈は信託的補充指定に該当しないと判断した。

〔破毀院民事部1873年3月19日判決（Cass. Civ., 19 mars 1873, D. 1873,1,55, S. 1874,1,5）〕

Zが本件遺言によりZの配偶者Aに包括遺贈すると共に、Aに対してBらに対する保存と返戻の義務を定めた（条項①）。また、Bら（4名）の内の少なくとも一人が婚姻せず成年に達する前に死亡するならば、他の者を相互に補充指定する、すなわち、Bらの内死亡した者が受益した財産は他の者に帰属する旨が定められた（条項②）。その後、AがZよりも先に死亡した。かかる事案において、本判決は、条項①については、AがZよりも先に死亡したことにより、信託的補充指定としての瑕疵は除去され単純な遺贈になったと判断した原審（D. 1870,2,215, S. 1871,2,69）を維持した。条項②についても原審をほぼ維持したが、条項②は、Bらが成年に達するか婚姻するならば完全な所有権を与えるという遺贈と、Bらのある者が婚姻せず成年に達する前に死亡するならば遺贈を用益権に減じ、その者が得るはずだった部分を他の者に与えるという遺贈の2つの遺贈から成るものであって、受遺者は遺言者から直接遺贈財産を取得するのであり、保存及び返戻の負担を課すものではなく、補充指定には当たらないと判断した。

この判決は本稿の検討対象である破毀院1873年判決と同時期に出されたものであり、シレイ（Sirey）の判例集では本判決と並べて採り上げられている⁽³⁵⁾。条項①は信託的補充指定を含むものであったが、受遺者（義務者）が遺言者よりも先に死亡したために、停止条件付受遺者（被

(34) 相互的補充指定（*substitution réciproque*）である。フランス革命前の相互的補充指定については、足立公志朗 [2015-4], p. 72 を参照。

(35) シレイの判例集（1874年）において、破毀院1873年3月19日判決、破毀院1873年6月18日判決（本判決）及び破毀院1873年7月29日判決が、この順にまとめて紹介されている。

指定者) に対する単純な遺贈として有効性が維持されている。これに対して、条項②は複数の受遺者間における追加条項を規定したものである。追加条項につき遺言者死亡後に受遺者の一部が死亡した場合は、その効力を否定するという立場が判例学説共に有力であったところ、かかる場合も有効としたところに右判決の特色がある。

B. 本判決の分析

〔最初期の有効例〕

本判決を二重の条件付遺贈の典型例として検討することが適切か否かについては異論の余地もあり得る⁽³⁷⁾。しかし、シレイの判例集におけるラベ (Labbé) の評釈は、本判決を含む3件の破毀院判決を高く評価する⁽³⁸⁾。最近の体系書であれば、例えば、Grimaldi [2001] は、二重の条件付遺贈の有効例を列挙する際に本判決を冒頭に挙げ、Terré=Lequette⁽³⁹⁾

(36) 信託的補充指定であり無効とされていた (Demolombe [1867], n° 113, p. 130)。Cass. Req., 26 mars 1851, S. 1851,1,734 は追加条項を有効とした例であるが、追加条項が有効となる場合を、受遺者の一部が遺言者よりも先に死亡した場合に限っている。

(37) 例えば、石綿はる美 [2014-3], p. 861, note 18 は、破毀院民事部1873年3月19日判決を「選択的条件付遺贈 [legs conditionnels alternatifs] を初めて有効な処分と判断した判決である」とする。確かにそのように評価しうるが、右判決は、子なくして死亡した者に対する遺贈を（解除するのではなく）用益権に減じている。これは、先行する前掲破毀院審理部1855年4月30日判決（条件付遺贈の有効例）の理由付けと類似する。また、破毀院1873年3月19日判決における遺言の内容は十分に明らかでない。そのため、あえて本稿では破毀院1873年6月判決を検討対象とした。

なお、大島俊之 [1990-1], p. 86, note 35, 及び、大島俊之 [1991], p. 82, note 32 は、条件付遺贈の有効例を列挙するにあたり、破毀院1873年3月19日は挙げているものの破毀院1873年6月判決は挙げていない。

(38) ラベの評釈は本判決を含む3件の判決を「より明瞭で、より精緻で、そして我々の見解では非常に合理的な1つの解決の道」を切り開くものと評価している (Labbé [1874], p. 6)。

(39) Grimaldi [2001], n° 366, p. 367, note 414.

[1997] は、二重の条件付遺贈を有効とする解釈を判事に義務づけた最初期の事例として紹介する。⁽⁴⁰⁾ 博士論文であれば、例えばベランジェのテーズ (Bélanger [2007]) も、二重の条件付遺贈の有効例を列挙する際に本判決を冒頭に挙げている。⁽⁴¹⁾ かかる意味において、二重の条件付遺贈の最初期における有効例として、本判決を独立に採り上げる意味はあると思われる。

〔本判決の特色〕

原判決は、本件遺贈を禁止される補充指定に該当すると判断していた。これに対し、本判決は原判決を破毀して、本件遺贈が有効であることを確認した。このように、あえて原判決を破毀して本件遺贈の有効性を認めた点に本判決の第1の特色がある。

原判決によると、本件遺贈には遺言者の意思に基づく2つの移転が含まれており、連続する2つの遺贈がある。第1審はさらに明確に、第1受遺者BCに対する解除条件付遺贈と自然相続人に対する停止条件付の相続人指定 (institution)⁽⁴²⁾ が存在すると述べる。したがって、原判決によれば、信託的補充指定の要件の1つである、「①連続する二重の恵与」が存在することになる。これに対して、本判決によると、本件遺贈にはただ一つの遺贈しか含まれておらず、条件が成就した場合には「法律に基づく」相続人による承継が生じるのみである。つまり、本件遺贈は「二重の」条件付遺贈ではなく単なる解除条件付遺贈であり、遺贈目的物は相続により相続人に帰属する。故に、信託的補充指定の要件の1つである、「①連続する二重の恵与」は存在しないことになる。このよう

(40) Terré=Lequette [1997], n° 576, p. 466, note 2.

(41) Bélanger [2007], n° 308, p. 251, note 1005.

(42) フランス民法典においては「被指定相続人 (héritier institué)」という表現が見られるものの、相続人指定に独立の地位が与えられることはなく、被指定相続人は受遺者と同一視される (1002条)。

信託的補充指定を禁止する原則の限界

に、二度目の承継が相続人に対してなされたことが、条件付遺贈を有効とする根拠となっており、この点も本判決の特色である。⁽⁴³⁾

〔復帰権〕

それでは、第1受遺者が死亡した後、遺贈目的物が遺言者の相続人に与えられるという条項について、本判決以前の判例及び学説はどのように考えていたのか。この問題は復帰権 (droit de retour) との関係で問題とされていた。復帰権とは、無償で移転された物を、相続によって、それを移転した者又はその卑属に復帰させる権利である。復帰権は贈与の場合において贈与者よりも先に受贈者が死亡する場合等に限り有効とされていた⁽⁴⁴⁾ (951条)。それでは、本判決のような遺贈の場合、復帰権に該当するものであって有効なのか、それとも、信託的補充指定に該当するために無効なのか。

まず、本判決よりも前の判例の流れを簡単に示す。これまでの破毀院判決の中にも有効例がなかったわけではなく、例えば、破毀院審理部1843年2月27日判決 (Cass. Req., 27 février 1843, D. 1843,2,632, S. 1843,1,440) が一例として挙げられる。しかし、この判決の事案においては、受遺者に完全な処分権を含む所有権が明示的に与えられており、そのような規定のない本判決の事案とは大きく異なる。それ以後、相続人への復帰権が信託的補充指定に該当するか否かが問題となった事案は存在するが、少なくとも、有効とする例が多数であるとはいえない状況であった。例えば、破毀院民事部1854年2月8日判決 (Cass. Civ., 8 février 1854, D. 1854,1,59, S. 1854,1,694) は、遺言者Zが友人Yに対し

(43) Labbé [1874], p. 6 もこの点を強調する。

(44) 民法典951条 (民法典制定以来変更無し) 「贈与者は、あるいは受贈者のみが先に死亡する場合について、あるいは受贈者及びその卑属が先に死亡する場合について、贈与物の復帰権を約定することができる。

この権利は、贈与者のみのためにでなければ、約定することができない。」

て遺贈をなすと共に、Yが子なくして死亡した場合には、遺贈目的物をZの家族に戻すことを定めていたところ、Yに保存及び返戻の義務を課すものであるため、右遺贈を信託的補充指定として無効とした。また、前掲破毀院審理部1856年8月13日判決は、受遺者が一定の年齢に達する前に死亡した場合、その遺贈を失効させるという条項を含む遺贈につき、右遺贈を信託的補充指定として無効としている。

次に、19世紀の学説は、相続人のためにする復帰条項について否定的な評価を下していた⁽⁴⁵⁾。つまり、特に受益者が定められることなく、遺贈目的物が相続人に戻る場合であっても、第2順位の方が遺言者によって指定されたと評価されるのであって、最早それは法律に基づく受益ではない⁽⁴⁶⁾。したがって、当初の受遺者に対する遺贈と相続人に対する遺贈が連続して存在し、禁止される信託的補充指定に該当するというのであ⁽⁴⁷⁾る。

かかる判例及び学説の状況に鑑みると破毀院1873年判決は特異な例であるとして評価することができる。したがって、破毀院が本件遺贈を有効と判断したことについて、かかる判断を支える事情が問われることになる。前掲破毀院民事部1873年3月19日判決の存在が本判決に影響を与えていることは言うまでもないが、それ以外にも次のような事情を挙げることができる。

(45) 後の体系書を参照しても、判例上、贈与者以外の第三者のためにする復帰権は原則として無効であるとされている (Planiol=Ripert [1957], n° 289, pp. 402-403)。

(46) Aubry=Rau [1875], § 694, p. 305, note 13.

(47) Duranton [1844], n° 68, p. 64, Demolombe [1867], n° 110, pp. 114-115. さらに、復帰条項 (clause de retour) が信託的補充指定の回避手段として用いられるのであれば、信託的補充指定の禁止原則は全く無意味になってしまう、という指摘もある (Aubry=Rau [1875], § 694, pp. 315-316, note 41)。

〔条件の内容の特殊性〕

まず、本判決に対するラベの評釈によると、一般的に二重の条件付遺贈の遺言者は第1受遺者から処分権を奪うことを望んでおらず、その点が信託的補充指定との違いであるとされる。信託的補充指定の重要な目的の1つは継伝義務者から処分権を奪うことである。それによって、一定の財産を複数の世代にわたって承継させることが可能になる。⁽⁴⁹⁾これに対して、本件のような二重の条件付遺贈において、(ラベによると)受遺者が子を残すことは高い蓋然性で起こりうることであり、遺言者もそれを望んでいる。したがって、受遺者が子を残さずに死亡するという事態、すなわち、BCに対する遺贈が解除される事態が発生する可能性は、低いものと考えられている。但し、受遺者が子を残さずに死亡するという稀な事態も想定されるため、それに対する備えがなされているに過ぎない、⁽⁵⁰⁾というのである。

〔相続順序〕

次に、本件の上告理由によると、本件では第1受遺者BCの処分権が

(48) Labbé [1874], p. 8.

(49) フランス革命前における複数階位の補充指定(段階的補充指定)を想起させる議論である。段階的補充指定については、足立公志朗 [2014-3] を参照。また、1804年民法典の起草過程を検討すると、許容される補充指定においても、継伝義務者から処分権をあえて奪うことが重視されていたことが分かる。この点につき、足立公志朗 [2016-5], pp. 59-60 を参照。

(50) 受遺者が未成熟の状態で死亡することに備える手段として、未成熟者のための補充指定(substitution pupillaire)が存在したが、それが民法典896条に抵触することについて特に異論はないようである(Demolombe [1867], n° 73, p. 74, Aubry=Rau [1875], § 693, p. 298, note 3 を参照。Demolombe [1867]によると、未成熟者のための補充指定は未成熟者たる他人の遺言を父が代わってなすものであるが、他人の遺言をなすことは認められないために無効であるとする。)。未成熟者のための補充指定については、足立公志朗 [2014-1], pp. 27 et s., 足立公志朗 [2014-2], p. 25 を参照。

制約されるとしても、それは成人に達するまでである。所有権の帰属が不安定な状態は、一定の期間が経過すれば解消される。もちろん、第1受遺者が成年に達する前に子なくして死亡したならば、受遺者死亡時に条件が成就することになるけれども、少なくとも第1受遺者が成人に達しさえすれば、それ以後は第1受遺者が遺贈財産の保存及び返戻の義務を負うと評価されることはない。したがって、本件の上告理由が指摘する通り、所有権の帰属の確定時が第1受遺者の死亡時とは限らない以上、相続順序を形成するものではないとも評価しうるのである。⁽⁵¹⁾

〔条件成就の有無が確定する時期〕

この点に関連して、学説においては、次のような方法でもって信託的補充指定と条件付遺贈とを区別することが提案されている。⁽⁵²⁾

一方で、遺贈に付された条件の内容が「第1受遺者が先に死亡すること（そして、第1受遺者死亡時に第2受遺者が存在すること）」であれば、信託的補充指定と実質的に変わるところがないため、その遺贈は民法典896条により無効とされる。これに対して、遺贈に付された条件の内容が「第1受遺者の死亡時に第1受遺者に子がいないこと」である場合や「第1受遺者が幼少期に、又は、独身で死亡すること」である場合のように、死亡の事実にそれ以外の事情を加えている場合は、信託的補充指定ではなく条件付遺贈であって有効とされる。

しかし、この基準は判例を完全に説明しうるものではなく、⁽⁵³⁾死亡の事実にそれ以外の事情が加えられていても無効とされる事案はある。⁽⁵⁴⁾確かに、第1受遺者の死亡の事実にそれ以外の事情を加えて条件としたなら

(51) S. 1874,1,10 を参照。ここで本件の上告理由は、解除条件付遺贈の有効性について言及した、前掲破毀院1865年5月31日判決を引用する。

(52) Mazeaud=Chabas [1999], n° 1438, p. 629, Grimaldi [2001], n° 366, p. 366, Bélanger [2007], n° 307, pp. 250-251.

(53) Bélanger [2007], n° 307, pp. 250-251.

(54) Grimaldi [2001], n° 366, p. 367, note 416 に掲げられた判決を参照。

信託的補充指定を禁止する原則の限界

ば、停止条件付の第2遺贈が効力を生じる場合は少なくなる。つまり、結果的に、第1受遺者が保存及び返戻の義務を負うべき場合は少なくなる。しかし、第1受遺者の死亡時にならないと条件成就の有無が確定しないのであれば（例えば、「第1受遺者がその死亡時に子を有しないならば」とされている場合）、第1受遺者が保存及び返戻の義務を負うか否かは第1受遺者の死亡時まで明らかにならないため、事実上第1受遺者は保存の義務を生涯にわたって負い続けることになる。これでは信託的補充指定の継伝義務者と大差ない。

これに対して、本判決の事案においては、所有権の帰属が不安定な状態は、第1受遺者の死亡を待たずとも解消される可能性があるため、有効性を認めやすい事案であったと考えられる。但し、本事案のような条件の存在が信託的補充指定の禁止原則を回避するための十分条件であるとは言えないと思われる。

〔同時存在の原則〕

最後に、同時存在の原則について述べる。民法典906条2項⁽⁵⁵⁾によると、受遺者が遺言によって受益するためには、遺言者死亡時において少なくとも懐胎していることが求められる。停止条件付遺贈の受遺者も遺言者死亡時に存在しなければならぬ⁽⁵⁶⁾。つまり、問題となった遺贈が二重の条件付遺贈とされた場合、条件が成就すると条件成就の遡及効により、停止条件付の第2遺贈は遺言者の死亡時から効力を有していたことになる。したがって、停止条件付遺贈が有効となるためには第2遺贈の受遺者が遺言の効力発生時に存在していなければならぬ⁽⁵⁷⁾。

(55) 民法典906条2項（民法典制定以来変更無し） 「遺言によって受領する能力を有するためには、遺言者の死亡の時期に懐胎されていることで足りる。」

(56) Demolombe [1867], n° 580, p. 609. 最近であれば, Grimaldi [2001], n° 366, p. 368 を参照。

(57) したがって、現実には停止条件付受遺者が2階位以上続くような、複

これに対して、遺贈によって（2006年改正以前の）許容される信託的補充指定をなす場合、第1受遺者たる継伝義務者は遺言者死亡時に存在する必要があるが、被指定者は遺言者死亡時に存在する必要はなく、継伝義務者の死亡時に存在すれば足りる。⁽⁵⁸⁾

したがって、二重の条件付遺贈が信託的補充指定に該当せず条件付遺贈として有効とされたとしても、停止条件付の第2遺贈が効力を有するためには、第2受遺者（場合によってはそれ以降の受遺者）が遺言者死亡時に存在している必要がある。本件は遺言者Zに子がいたか否かは明らかでないものの、Zには兄弟がおり（原告XはZの兄弟である。）、第2受遺者の存在には特に問題のない事案であった。

結びに代えて

最後に、本稿で検討した内容をまとめることによって、結びに代える。

本稿では、解除条件付受遺者の死亡を契機として、解除条件付受遺者から停止条件付受遺者に遺贈目的物が移転する二重の条件付遺贈につき、いかなる場合であれば無効とされる信託的補充指定と認定され、いかなる場合であれば有効とされる条件付遺贈と認定されるかを検討することにより、信託的補充指定の禁止原則の実質的内容を探るという問題関心を前提に、19世紀フランスにおける一判決を検討した。

本稿で検討した破毀院1873年6月判決は、問題となった二重の条件付遺贈を禁止される補充指定に該当しないと判断した初期の一事例である。それ以前の判例には、用益権の遺贈に減殺することによって条件付遺贈の有効性を維持する例はあったものの、原則として二重の条件付遺贈に

数階位の条件付遺贈は生じないと考えられている（Grimaldi [2001], n° 366, p. 368）。

(58) 民法典旧1048条乃至旧1050条は、継伝義務者の「生まれた子及び〔将来〕生まれるべき子（enfants nés et à naître）」が被指定者とされることを規定する。

信託的補充指定を禁止する原則の限界

対して厳しい態度をとっていた。しかし、本判決は姪に対する解除条件付遺贈と相続人に対する停止条件付遺贈を組み合わせた遺贈を有効とした。但し、本判決は、単純に二重の条件付遺贈は有効であると述べたのではなく、相続人の受益は相続によるものであって、あくまでも姪に対する解除条件付遺贈が存在するに過ぎないとの立場を採っている。つまり、本判決によると本件遺贈は「二重の」条件付遺贈ではないのである。

かかる解除条件付遺贈が禁止される補充指定に該当せず、有効なものであると解する背景事情としては、条件の内容が比較的成就しがたいものになっていること、第1受遺者は成年に達しさえすれば保存及び返戻の負担から解放されること、第2受遺者が遺言者の死亡時に既に存在することが挙げられる。以上が本稿のまとめである。

このように、本稿では19世紀における1つの判決に簡単な分析を加えたにすぎない。本判決に関連する判例及び学説に関する一層詳細な分析、さらに、本判決の後に登場した判例及びそれを巡る学説の検討については今後の課題とする。

本稿の主な引用文献

- * 足立公志朗 [2009-1, 2]: 足立公志朗「フランスにおける信託的な贈与・遺贈の現代的展開 (1), (2・完) —「段階的継伝負担付恵与」・「残存物継伝負担付恵与」と相続法上の公序—」民商法雑誌, 139巻4・5号466頁以下, 同巻6号607頁以下 (2009年)
- * 足立公志朗 [2014-1~3], 足立公志朗 [2015-4], 足立公志朗 [2016-5]: 足立公志朗「フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察 (1)~(5・完)」神戸学院法学43巻3号669頁以下, 同44巻1号95頁以下, 同2号441頁以下 (2014年), 同45巻1号187頁以下 (2015年), 同46巻1号1頁以下 (2016年)
- * Aubry=Rau [1875]: C. Aubry, C. Rau, *Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariae*, 4^e éd., tome 7, Paris, Imprimerie et librairie générale de jurisprudence. Maisson Cosse. Marchal, Billard, et C^{ie} Imprimeurs-Éditeurs, 1875.
- * Bélanger [2007]: L. Bélanger, *La condition de survie et l'acte juridique*, préface de Ph. D. Saint-Hilaire, avant-propos de J.-P. Laborde, Paris, LGDJ, 2007.
- * Demolombe [1867]: C. Demolombe, *Traité des donations entre-vifs et des testa-*

- ments, 3^e éd., tome 1, Paris, Auguste Durand, L. Hachette et C^{ie}, 1867.
- * Duranton [1844]: A. Duranton, *Cours de droit français suivant le code civil*, 4^e éd., tome 8, Paris, G. Thorel, Guilbert, 1844.
 - * Grimaldi [2001]: M. Grimaldi, *Droit civil Successions*, 6^e éd., Paris, Litec, 2001.
 - * 原田純孝 [2006]: 原田純孝「相続・贈与遺贈および夫婦財産制—家族財産法」北村一郎編『フランス民法典の200年』(有斐閣, 2006年) 232頁以下
 - * 金子敬明 [2006]: 金子敬明「大陸法系における信託の可能性?—フランスにおける信託 (fiducie) の動向」新井誠編『高齢社会における信託と遺産承継』(日本評論社, 2006年) 135頁以下
 - * 石綿はる美 [2014-1~7]: 石綿はる美「遺言における受遺者の処分権の制限—相続の秩序と物権の理念 (1)~(7・完)」法学協会雑誌131巻2号277頁以下, 同3号553頁以下, 同4号833頁以下, 同5号937頁以下, 同7号1362頁以下, 同8号1475頁以下, 同9号1685頁以下 (2014年)
 - * Labbé [1874]: J.-E. Labbé, Note sous Cass. Civ., 19 mars et 18 juin 1873, Cass. Req., 29 juillet 1873, S. 1874,1,5.
 - * Mazeaud=Chabas [1999]: H. et L. Mazeaud, J. Mazeaud, F. Chabas, *Leçon de droit civil*, tome 4, 2^e volume, *Successions-Libéralités*, 5^e éd., par L. Leveneur et S. Leveneur, Paris, Montchrestien, 1999.
 - * 中川善之助=泉久雄 [2000]: 中川善之助, 泉久雄『相続法〔第4版〕』(有斐閣, 2000年)
 - * 西希代子 [2006-1,2,3], 西希代子 [2007-4,5,6,7,8,9], 西希代子 [2008-10]: 西希代子「遺留分制度の再検討 (1)~(10・完)」法学協会雑誌123巻9号1703頁以下, 10号1945頁以下, 12号2543頁以下 (2006年), 同124巻4号817頁以下, 6号1257頁以下, 7号1513頁以下, 8号1775頁以下, 9号2057頁以下, 10号2309頁以下 (2007年), 同125巻6号1302頁以下 (2008年)
 - * 大島俊之 [1990-1], [1991-2]: 大島俊之「信託の継伝処分 (後継遺贈) (1), (2・完)」大阪府立大学経済研究36巻1号69頁以下 (1990年), 同2号1頁以下 (1991年)
 - * 大島俊之 [1991]: 大島俊之「フランス継伝処分法」信託研究奨励論集12号69頁以下 (1991年)
 - * Planiol=Ripert [1957]: M. Planiol, G. Ripert, *Traité pratique de droit civil français*, 2^e éd., Tome 5, *Donations et testaments*, par A. Trasbot et Y. Loussouarn, Paris, LGDJ, 1957.,
 - * 齋藤哲志 [2015]: 齋藤哲志「用益権の法的性質—終身性と分肢権性」日仏法学28号43頁以下 (2015年)

信託的補充指定を禁止する原則の限界

- * Terré=Lequette [1997]: F. Terré, Y. Lequette, *Droit civil, Les successions Les libéralités*, 3^e éd., Paris, Dalloz, 1997.